

結核病床の基準病床について

1 県内の結核患者の状況

	新登録患者		喀痰塗抹陽性肺結核患者（再掲）	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率
平成29年	80	8.0	37	3.7
平成30年	74	7.5	31	3.2
令和元年	66	6.8	27	2.8
令和2年	63	6.6	26	2.7
令和3年	46	4.9	26	2.8
令和4年	52	5.6	18	1.9

図1 新登録患者罹患率(人口10万対)及び
 喀痰塗抹陽性肺結核患者罹患率(人口10万対)(県、全国)

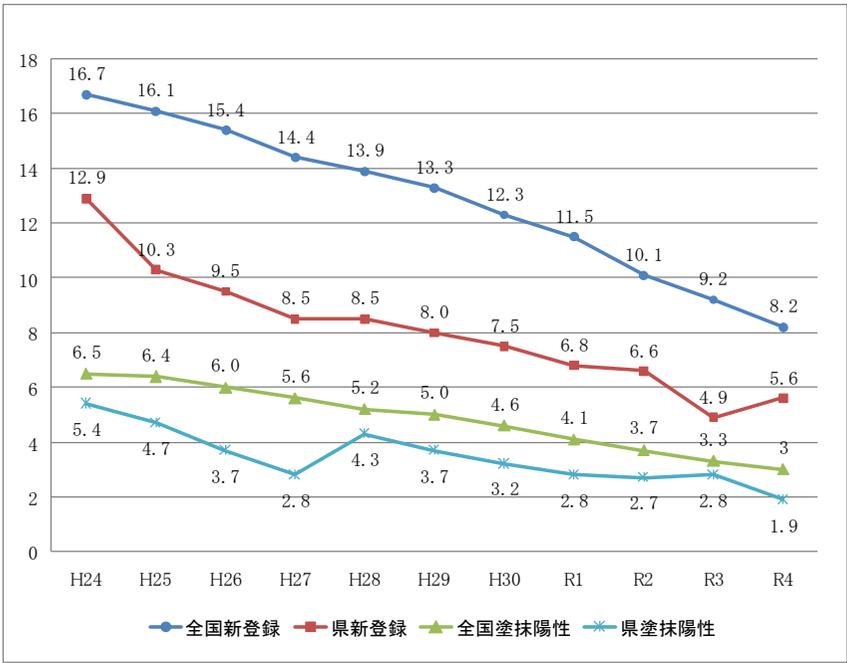
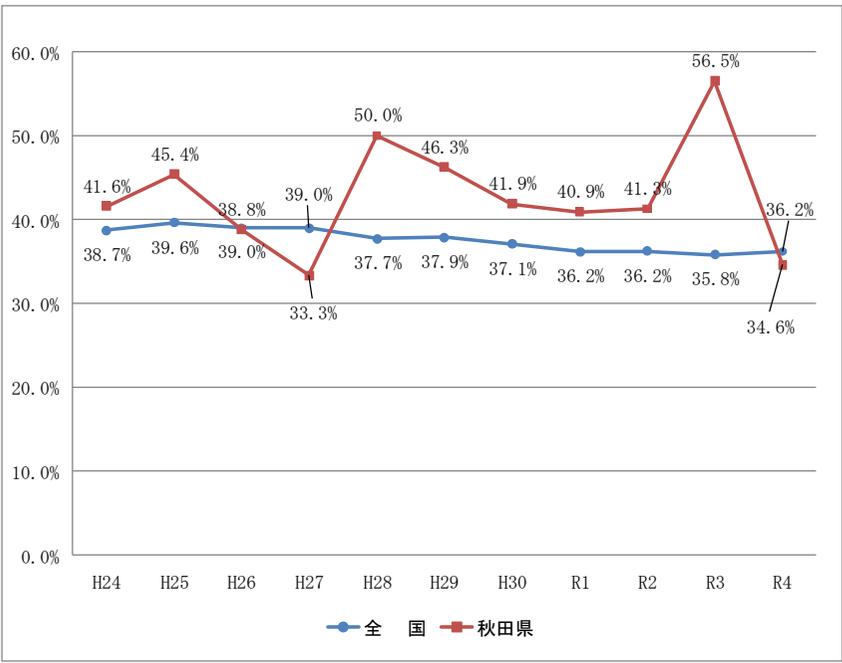


図2 新登録患者に占める喀痰塗抹陽性肺結核患者の割合(県、全国)



2 結核病床数

医療機関名	許可病床数	基準病床数(全県一区)
①大館市立総合病院	6床	36床
②北秋田市民病院	4床	
③市立秋田総合病院	14床	
④国立病院機構あきた病院	6床	
⑤平鹿総合病院	6床	
計	36床	

3 結核病床の基準病床数の算定方法について

通知：平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」

結核基準病床算定式 $A \times B \times C \times D + E$

A：1日当たりの当該都道府県の区域内における法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数

B：法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C：次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値

①99人以下 1.8 ②100人以上499人以下 1.5 ③500人以上 1.2

D：1（粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の実情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で都道府県知事が特に定めた場合にあつては、当該数値）

E：慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る）のうち入院している者の数

4 国の通知に基づく算定

○令和3年の算定

A	B	C	D	E	$A \times B \times C \times D + E$
0.15	80	1.8	1.2	0	26

*A, Bは保健所から提出されたデータを元に算出

○過去5年間のデータによる結核基準病床の算定

年	基準病床数
平成30年	20
令和元年	29
令和2年	21
令和3年	26
令和4年	17